

令和元年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会 議事録

1. 開催日時：令和2年3月24日（火）18:30～

2. 開催場所：仙台市役所本庁舎2階第1委員会室

3. 出席者

[出席委員（五十音順・敬称略）]

相澤 隆之	(宮城産業保健総合支援センター副所長)
秋田 恵子	(宮城県臨床心理士会)
浅沼 孝和	(一般社団法人仙台市医師会理事)
大友 まり子	(仙台市民生委員児童委員協議会理事)
小高 晃	(宮城県精神科病院協会)
佐藤 泰啓	(宮城大学看護学群看護学類助教)
鈴木 琴似	(みやぎの森ネットワーク副代表)
田中 幸子	(藍の会代表、全国自死遺族連絡会代表理事)
千葉 恵理子	(宮城県司法書士会)
土合 真紀子	(エル・ソーラ仙台相談支援課課長)
土井 浩之	(仙台弁護士会)
戸澤 美和	(仙台市立病院総合サポートセンター精神医療相談室長)
永井 恵	(社会福祉法人仙台いのちの電話事務局)
長谷川 泰弘	(宮城労働局労働基準部健康安全課主任地方労働衛生専門官)
松良 千廣	(宮城県私立中学高等学校連合会会長)
望月 美知子	(宮城県精神神経科診療所協会会長)
渡部 裕一	(宮城県精神保健福祉士協会)

（欠席委員=赤間博之（宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課管理官）、折腹実己子（仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長）、熊谷祐晃（仙台市中学校長会）

[事務局]

仙台市健康福祉局、子供未来局

4. 次第

(1) 開会

(2) 議事

① 令和元年（平成31年）自殺統計（確定値）について

② 各重点対象者に関する本市及び委員所属機関の令和2年度における取組み予定

③ その他

(3) 閉会

5. 会議内容

(1) 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会を開催します。本日の協議会の成立についてお知らせいたします。本日は現時点で、15名の委員の皆様にご出席いただいており、委員数20名の過半数の出席となりましたので、協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本協議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、委員の皆さまに事前にお配りしております資料の確認でございます。お手元にない場合、乱丁落丁の場合はお知らせください。

次第

[資料1] 令和元年（平成31年）自殺統計（暫定値）について

[資料2] 各重点対象者に関する本市及び委員所属機関の令和2年度における取組み予定

[資料2-1] 若年者（取組み一覧）

[資料2-2] 勤労者（取組み一覧）

[資料2-3] 自殺未遂者等ハイリスク者（取組み一覧）

[資料2-4] 被災者（取組み一覧）

[参考資料1] 本市の自死の傾向について（令和元年度第1回仙台市自殺対策連絡協議会資料）

[参考資料2] 進捗管理シート

以上でございます。

また、事務局より当日配布資料として、

次第（当日差替）

令和元年（平成31年）自殺統計（確定値）について

をお配りしております。

こちらは、先日、厚生労働省より令和元年の自殺統計の確定値が公表されたことに基づき配布をさせていただくものです。それぞれ、事前に送付させていただきました「次第」「資料1」と差し替えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日、長谷川泰弘委員からご提供いただきました資料をご確認させていただきます。

リーフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」

リーフレット「職場における心の健康づくり」

以上、となります。

また、本日新型コロナウイルス感染拡大防止のため、37.5°以上の発熱の続いている方、咳などの呼吸器症状のある方につきましては、参加をお控えいただくようお願いいたします。また会場をお出になる際には入口にアルコール消毒液を配置しておりますのでご利用ください。

それでは、議事に入ります。以後の進行は土井会長にお願いいたします。

(土井会長)

それでは議事に入りたいと思います。まず議事録署名人を指名させていただきます。

佐藤泰啓委員

よろしくお願ひいたします。

(佐藤委員)

承知いたしました。

(土井会長)

よろしくお願ひします。

(2) 議事

議事① 令和元年（平成31年）自殺統計（確定値）について (土井会長)

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。いまお話をありがとうございましたが、時節柄会議の開催自体も危ぶまれるところがあったと思います。上からのお達しで本日の協議会は1時間半で終了してほしいとかなり厳しく言われております。8月か9月にもう一度協議会があります。今日は年度末の開催ということで、各団体の皆さまがどういう活動をしているか、各団体ごとに協力しあったり、コラボレーションしあったりするための情報の交換が主になるかと思います。有益になるように、お互いの活動について報告し理解を求めて、協力関係を築いていくことが目的になろうかと思います。

それでは、自殺統計確定値の説明をいただき、それからあと、各重点対象ごとに皆さまの取組みについて情報交換をしていこうと思います。

では事務局から確定値についてご説明をお願いいたします。

(事務局：高橋障害者支援課長)

お手元に配布した当日差し替え資料1をご覧ください。

～資料1に沿って説明～

説明は以上でございます。

(土井会長)

それでは、ただいまのご説明についてご質問がありましたら、お願いいいたします。

(田中委員)

すいません、公表基準のところですが、総数が1又は2の場合は、ということになっていますが、これは最初からでしょうか。たしか以前は3人とか5人とかだったかと記憶しているのですが。これはいつごろに決まった基準でしょうか。教えていただければ。

(事務局：高橋障害者支援課長)

昨年の4月、平成31年4月に基準が変わり、このようになったものでございます。

(田中委員)

わかりました。

議事② 各重点対象者に関する本市及び委員所属機関の令和2年度における取組み予定

(土井会長)

それでは、時間もないことなので、各委員所属機関の令和2年度における取組み予定ということですが、まず事務局の方からご説明いただいてよろしいでしょうか。

(事務局：高橋障害者支援課長)

資料2をご覧ください。

～資料2に沿って説明～

説明は以上でございます。

(土井会長)

それでは、まずは資料2-1からですかね。これに従って、各団体から報告をいただくということにいたします。特に重点のところを中心に2分くらいでお願いしたいということです。

まずは仙台弁護士会が一番上ですので、仙台弁護士会からお話しいたしますと、出前授業ということで、高校などに弁護士が訪れて、人権の問題や消費者の問題、働き方の問題などの授業を行っています。令和元年度だけでも12月まででかなりの件数をやっています。中でも子どもの問題に関する出前授業が多くなっています。1回行くと好評でまた呼ばれることが多いようです。このほかに子どもの問題の当番弁護士というものがありまして、1週間交代で弁護士がいつでも要請があれば待機して相談に応じることができます。という子どもの問題に特化した相談制度というものもあります。弁護士会のほうの主としての若者向けの取組みというものはこういうところであります。

まず、すべての取組みについて一通りご報告いただきて、興味を持たれたところに関してご質問をお受けしてさらに説明していただきたいと思います。

それでは次に、宮城産業保健総合支援センターの方、お願ひします。

(相澤委員)

宮城産業保健総合支援センターの相澤と申します。どうぞよろしくお願ひします。当センターは、厚生労働省の外郭団体であります独立行政法人労働者健康安全機構が、全国47都道府県に一か所ずつ設置しておりますセンターになります。当センターは、事業場で産業保健に携わっております産業医ですとか産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの産業保健関係者の方々に対して、無料で産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っております。自死対策への取組みとしましては、配布資料の2-1の若年労働者と配布資料2-2の勤労者のそれぞれ上から2番目、仙台弁護士会さんの下の欄にそれぞれ3つずつ載せていただいております。先ほど重点対象ごとということでしたけれども、明確には区別しておりませんので、若年者と勤労者について合わせていまここで説明させていただきます。3つそれぞれ取組みを載せておりますけれども、2番目と3番目の取組みは全く同じ書きぶりとなっております。

まず一番目の取組みといたしましては、当センターでは事業場からの申し込みを受けまして、当センターのメンタルヘルス対策促進員という者が事業場に赴きまして、若年労働者向けですとか管理監督者向けに自死対策を含めたメンタルヘルス教育を行っております。メンタルヘルス対策促進員には産業カウンセラーですとか社労士の方にお願いしております。この取組みは、事業場からの申し込みがあつてはじめてできるものなので、当センター事業の知名度に比例した実績に留まっているというのが課題であります。

次に二番目の取組みといたしまして、自死対策を含めた産業保健関係者への専門的研修というものを、当センターが入居しておりますSS30の会議室等で開催しております。例えば令和2年度上半期には、若年労働者の特性を理解した職場対応というテーマの研修会を開催を計画しております。研修会の講師は、メンタルヘルスやカウンセリングを専門としている医師、大学教授、産業カウンセラーなど、当センターの産業保健相談員が行っております。

最後に三番目の取組みとしまして、こちらも自死対策も含めた、産業保健関係者からの専門的相談対応というものを行っております。先ほど説明いたしました産業保健相談員が相談対応にあたってお

ります。こちらの取組みにつきましても、産業保健関係者から相談があつてはじめてできる取組みですでの、当センターの知名度に比例した実績に留まっているというのが課題となつております。

簡単ですが、当センターからの説明は以上とさせていただきます。

(土井会長)

ありがとうございました。今日は県警さんと中学校長会さんはご欠席ということですね。それでは、宮城大学さんお願ひいたします。

(佐藤委員)

宮城大学の佐藤です。資料は2ページをご覧ください。宮城大学の欄をご覧ください。私の所属機関はひとつの教育機関ですので、内部の学生向けに取組みをしているというところで紹介をさせていただきたいと思います。取組みの内容は、後でおそらくはあとぼーと仙台から紹介があるかと思うのですけれども、はあとぼーと仙台で実施している取組みに、うちの大学としても協力させていただいているというようなものとなっております。内容は、学生向けに自死予防に関する啓発を行ってもらっているというものになっております。こちらのほうの取組みですが、啓発活動を主催している団体に対して学生を派遣し、啓発の仕方を学ぶなど学生同士で話し合ってもらいます。そして、そこに参加する学生に自死に関する普及啓発活動を参加している学生だけでなく大学に在学する学生全体に、広く普及啓発をするというものです。また、取組みの概要に参考として書いてありますが、私がいるところは看護学について学生に教育をしている機関ですので、この取組み以外にも、精神科看護の中で精神疾患について、災害看護の中では被災者支援について、重点対象に掲げられたものに関して様々広く講義や演習を行っております。学生自身が、自分の心の健康というものを保ちつつ、卒業後は様々なサポート役となれるように教育を行っているというようなものとなっております。学生の啓発活動につきましては、後でアンケートを取りますと、すごく学びになっていることですか、学生の考えがすごく変化しているところが多く見て取れますので、次年度も継続しさらに多くの学生に聞いてもらう機会をどう作っていくかについて考えていくことを思っております。以上でございます。

(土井会長)

ありがとうございました。次はみやぎの萩ネットワークさん、お願ひいたします。

(鈴木委員)

こんばんは。みやぎの萩ネットワークの鈴木でございます。みやぎの萩ネットワークの取組みに関しては若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者等の区分けは特に行っておりませんので、この場で一括して紹介させていただければと思っております。行っておりますのは、専門家によるワンストップ支援ということで、主な事業といたしましては対面型で相談を行うといった面談での支援であったりとか、後はお電話でのご相談というものを受付けております。この電話のほうの相談なのですけれども、24時間対応させていただく電話のほうを2つ、2回線用意させていただいておりますので、そちらのほうで各団体さんや行政の相談窓口が開いていない場合でも私どものほうで相談が受けられるといったことに、なるべく注力してやっている形でございます。電話だけではなくメールやSNSなどのメッセージを使っての対応というのも行っておりますけれども、一番はどんな相談が来ましても対応できるような人材というものを連携して行うということをしておりまして、弁護士の先生であったり、司法書士の先生にもご協力いただいておりますし、心理職やカウンセラー、話を聞くといったところでカウンセラーですとか、対応できるセラピスト、それから社会保険等に関しても対応できるような方が協力してくださっているというところはすごく大きいかなと思っております。

人材養成とか育成というところ、それから対応に関してスキルアップをさせていくというところで、勉強会なども月に1回、それから相談したくとも、どういった人がいるのか分からぬので不安であるというところも多いかと思いますので、顔の見える関係性を作るうえでも、勉強会にお集まりいただいて、そちらのほうで顔が見える関係を多く作っていこうということで、ずっと開設したときからしばらく続けていて、現在はコロナウイルスの影響でお休みしているところではあるのですけれども、また4月からは月に1回は行うように、内部の講師または外部講師をお呼びして実施していくということになっています。ただ、このようにやっていますということではあるのですが、なかなかまだ知られてないというところもあるのかなというふうに思いますので、今後もより一層こういった活動を行っている団体があり、そして皆さまとも連携して対応していく方向でやっているということを広く知っていただけて活用いただければというふうに思っております。

(土井会長)

はい、それでは、藍の会様、全国自死遺族支援連絡会様、お願ひいたします。

(田中委員)

はい、藍の会の田中でございます。若年者に関して、まあ特化しているわけではないですけれども、いわゆるすべての人たちを対象にしてやっています。特に若年層については、東北いじめ総合支援センターというものを立ち上げています。おととしの12月に設立して、遺族が中心になっていまして、東北の山形とか仙台とかですね、やっています。それも電話番号、携帯を公開しています。Webサイトもあって、そこからのメールの相談も受けています。そして、私自身が全国自死遺族連絡会の代表理事もやっていますし、みやぎの萩ネットワークの世話人もやっていたりするので、そして東京でもやっています自死遺族等権利保護研究会といって、大学の教授や司法書士、弁護士、精神科医も含めた団体でございまして、専門家団体でございまして、そこにつながった人たちをそれぞれつなげていくと。24時間365日、だいたいメールとかSNSの相談とかがありますので、今日宮城県の補助金事業の申請書を書いていたら、令和元年度は2,700件以上の相談を受けているという感じでやっています。若者の特にいじめの電話相談もやっていまして、2月の7、8日の2日間開催しましたけれども、いじめ、不登校の相談が非常に多く若者の中でも、中学、高校、専門学校生、そういう方たちからの相談が圧倒していまして、テレビなどでニュースなどで流すと本当にパンク状態のような感じで受けました。引続き相談もありますけれども、だいたい具体的に同行したりですね、それぞれの専門家につなぎたいと思って、私たちができるのはソーシャルワーカーの役目であるというふうに思ってやっております。それで、具体的な解決を目指しております。傾聴だけでは解決できない人たちもたくさんいるので、具体的に学校に同行したり、地域に、まあ登米とかいろいろなところに訪問したりしています。ご存知だと思いますけど、登米総合産業高校の方はいま第三者調査委員会を立ち上げてやっていますけども、重大事態としてやっていますけども、そこは私どもが関わってやった事案のひとつです。そういうふうにして不登校解消のために、なんとか皆さんと連携していただきたいと思っています。これ全部なのですけれども、長くなつてごめんなさい、団体との連携が非常に大切だと思っていますので是非お願ひします。民間の団体でも、行政とかは月曜日から金曜日までの9時から5時までしか相談受けられないでそれでは助けにならないですね。なので民間団体で24時間やっているところを是非利用していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(土井会長)

はい、順調に進んでおります。それでは次に、宮城県司法書士会さん、お願ひします。

(千葉委員)

宮城県司法書士会の千葉です。よろしくお願ひします。司法書士会という性質上、法的な面でということにはなりますけれど、若年者というカテゴリーでいいますと、ここに挙げているように、高校生を中心とした法律講座の実施というものをずっと前からさせていただいている。特にこれから社会走出去の方々のために契約などの法的知識を身につけていただきたいということで、出前講座をさせていただいておりまして、昨年度でいいますと延べ1,252名の生徒の方々に受けさせていただいている。これはずっと継続してやっている司法書士会としての事業ですので、今後も同様に取組み予定ということになっております。若年者対象というところでいうと、会としてはこのような内容になるかな、ということで挙げさせていただきました。以上です。

(土井会長)

それでは次に、いのちの電話さん、お願ひします。

(永井委員)

仙台いのちの電話の永井でございます。取組みの名称としましては、主に電話相談、インターネット相談をやっております。それから自死遺族支援のわかれ合いの会も開催しております。概要といたしましては、365日24時間体制で電話、メールによる相談活動を実施しております。いのちの電話は、あらゆる年代からの様々な相談に対応しておりますので、重点対象ということを特に限定はしておりません。相談する方が抱えている問題について、毎月継続研修を開いたり、法人開催の各種研修会や講演会を通じて対応の仕方について学び続けているところでございます。取組みの実施状況につきましては、昨年2019年1月から12月までは、電話相談が17,442件ございまして、それに対応いたしました。それから189件のメール相談に返信しております。取組みに対する評価と課題というところでは、相談員の減少傾向が続いておりまして、なかなか新しい相談員が増えないということが課題になっております。ですので、相談員を養成するということに力を入れております。それから相談者に本当に寄り添うことができるような対応についてやはりこれから研修をもっと充実させることを目指しております。それから、令和2年度の取組みの方向性につきましては、相談員養成事業の実施とともに、相談員を増やすことによって相談受信件数を増やすことを目標にしています。さらに深夜帯、真夜中に相談する方のために相談員を多くして、深夜帯にも対応を充実させていかたいなと思っております。それから傾聴が基本なので、今までお話を聞くことが中心だったのですが、やはり相談する方が求める適切な支援先というものをもっと研修しまして、そういう部分でもう少し力をつけていけたらいいなと思っております。以上でございます。

(土井会長)

ありがとうございます。それでは宮城県精神保健福祉士協会さん、お願ひします。

(渡部委員)

宮城県精神保健福祉士協会の渡部です。よろしくお願ひします。ページは4ページになるのですが、まず最初に取組みの概要のところの真ん中から下のところに、取組みの背景という項目を入れていただいております。これ、すべての重点対象の方々のところに入れていただいたのですけれども、まずそもそも当会としましては、精神保健福祉士約200名が所属する職能団体です。ソーシャルワーカーですので、ソーシャルワークを用いて、様々な生活問題や社会問題の解決のための援助を行っている人たちの集まりです。活躍する職域が精神医療や福祉分野に多いのですけれども、近年では教育機関や司法分野などの他、産業界や行政機関などにも広がりつつあって、個々の会員がそういった様々な

分野で様々な課題に対応しているというのがまず前提としてあります。そういった会員の中には、若年者の方々に接する職場にいる者もいて、そういった人たちをバックアップするのが協会の役割ということになっております。具体的に若年者の方々に対応している方々に私たちの協会としてどういうバックアップをしているかというところで、教育機関へのスクールソーシャルワーカーの派遣というものを挙げさせていただいている。宮城県全域からスクールソーシャルワーカーを派遣してほしいという依頼をいただいておりまして、各会員がそれぞれの職場でそういった問題に対応しているということです。県全域からそういったご依頼をいただいているのですけれども、なかなか全てのご要望にお応えできているわけではなくて、対応しきれていないというのが実情です。実際に教育現場で働いている人たちに対して協会としては部会を設けて、そういった人たちが集まって情報の共有ですか、ガス抜きができる場を提供しております。以上です。

(土井会長)

はい。それではここに出てこなかったところで、補足されたいという方はいらっしゃいませんか。それでは後で意見交換がありますので、その時にということで。それでは仙台市の2つの課のほうからお願ひします。

(事務局：高橋障害者支援課長)

障害者支援課の高橋です。「SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討」についてです。若年者につきましては、一般に、電話や面接などによる相談窓口に対して心理的なハードルの高さや気軽に相談することが困難であるといったことがあります。窓口へはつながりにくいということが言われています。本市においても、これまで大学生向けに自死に関する普及啓発や若年者が抱える困りごとに応じた多様な相談窓口の紹介を行ってきましたが、相談に対する敷居をより低くして、より気軽に相談できる環境を整えるため、若年者にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口を提供することとしました。3月1日からスマートフォンアプリのLINEを用いた相談窓口「仙台いのち支えるLINE相談」を実施しています。期間は、自殺対策強化月間である3月31日までで、相談時間は午後6時から午後9時までとしておりまして、専門の相談員2名が対応しております。窓口の周知にあたりましては、市内高校・専門学校・大学、JR各駅やイオンや生協といった商業施設へのカードやポスターの配布、TwitterやLINEを用いた広告などを行うことによりまして、若年者の目にとまりやすいよう工夫するなど利用の促進に向けた取組みを行っております。相談実績としましては、3月1日から3月11日まで延53件の相談を受付けておりまして、学校問題や経済問題、家庭問題など多様な相談を受けながら、状況に応じて専門機関につなげるなど行ってきたところでございます。窓口の周知や相談実績につきましては、別添資料に詳細がございますので、のちほどご覧ください。今年度、初めて実施しております「仙台いのち支えるLINE相談」ですが、これまでの自殺対策連絡協議会で委員の皆様からもございましたように、相談者からのSOSを確実に受け止めること、どのように解決が図られたのかを検証していくことが重要であると考えております。どのような相談が多かったのか、また年代による相談内容の違いはあるのか、それから広告媒体や周知方法の効果はどうだったのか、悩みごとの解消にどの程度役立ったのかといった観点から、今回の実施結果を整理しまして、新年度の実施に向けて必要な改善を図って参りたいと考えております。以上でございます。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

引き続きまして精神保健福祉総合センターの林からご報告申し上げます。資料5枚目でございます。

若年者のための普及啓発活動で、具体的な取組みといたしましては、一つめは、大学生を対象とした自死に関する適切な理解の促進とメンタルヘルスの啓発で、先ほど宮城大学さんからもお話をいた

だきました、はあとケアサークル「YELL」の活動でございます。これは、大学生による自死予防啓発ボランティアサークルで、実際の活動に関してはお時間のある時に別添の資料をご覧いただければと思うのですけれど、主に、若年者の視点や感性を生かした啓発資料の作成や、ゼミや講義などでの啓発活動を実施しているところでございます。大学生という同じ年代からのピアエデュケーションですので、同じ感性、同じ視点からの講義が行われる親しみやすさもございまして、講義の前後にアンケートなど取ってみると、それ相応の理解の深まりが見られております。もう一つは、自死予防に関する図書館キャンペーンの実施でございます。これは、大学の図書館などに自死予防やメンタルヘルス関連の書籍や資料の展示やパンフレットを置いていただくなどを行うものでございます。学生だけではなく教職員の方などからも関心が寄せられております。また、大学及び専門学校教員に対するゲートキーパー養成研修も行っておりましすし、若年者向けの普及啓発に関する関係機関への支援、具体的には、どのような啓発を行えばよいかの相談をお受けするとか啓発資料の提供とかを行っております。先ほども申し上げましたように、同じ年代からの啓発ということでやはり心に響くのか、それなりに効果が上がっておりましすし、学生を対象とした図書館キャンペーンではあるものの、教職員の方からの関心も高まつたりしております。また、YELLの活動から派生して、教職員の方から新たにゲートキーパー研修の申し込みなどが行われるという効果もございます。今後に関しましては、やはり大学生のボランティアサークルということでメンバーの入れ替わりがございますので、対象の拡大も含めてより充実していくように考えておりますし、新たな図書館キャンペーンなどを行っていただけるよう連携先の拡大も考えております。また、ゲートキーパー養成研修や関係機関への支援についても、これまで以上に拡大していく予定でございます。

報告は以上でございます。

(土井会長)

それでは、協議会ということで各団体が一堂に会しているというせっかくの機会でありますので、自分の団体が他の団体さんと連携できるか、先ほど田中委員からも連携の大切さを訴えていただきましたけれど、そういう観点もありますので、あるいはこちらのところからするとこういうことなので参考にしてくださいなどというような意見交換といいますか、質問とかあるいは情報交換をしたいと思います。

(田中委員)

田中でございます。仙台市障害者支援課にお聞きしたいというふうに思っています。取組みの実施状況のところにある、令和2年3月1日から3月31日までのところでプラットフォームを開設すると。「仙台いのち支えるLINE相談」の創設というところでいいのかなと思うのですけれども。このカッコのところが非常に気になって。ぜひゲートキーパー養成とかたくさんやってらっしゃると思いますし、ここにお集まりの皆さんの中には多くの団体や機関などもあるので、他の都市とかですね別のところから連れてこないで、やはり仙台市内でたくさんいい人たち、専門家がいますし、ゲートキーパーもたくさんやられているので、そこから相談員を選んでちゃんとやってもらいたい、と思っています。ほかの都市からだと同じような対応になってしまって、ぜひ、厚生労働省に気を使ったのかどうか分かりませんけど、同種の事業を委託したことのあるといったらもう限られているんですよ、団体、これだと。一つ二つしかないじゃないですか。そういうところにやらないで、仙台市独自の、仙台市に専門家の団体がたくさんあって、機関もあるのですからぜひ活用していただきたいと思っています。ご返答、どのように。ぜひ。何のためにゲートキーパーやっているのかと思いますので、ぜひ。仙台市の機関と団体を活用してください。お願いします。

(事務局：高橋障害者支援課長)

お答えいたします。障害者支援課の高橋でございます。今回、受託していただく事業者の選定にあたりましては、公募しまして4つの事業者さんから応募をいただきました。選定委員会において審査をして委託事業者を決定したという経緯でございます。今回初めてSNSを活用するということで、技術があるとか実績があるところということで、いくつか条件は付けさせていただいて、そのうえで公募して、応募のあったところを選定したというのが今回の経過でございます。今回やってみてどうであったかということは、先ほども申し上げましたようにしっかりと検証をして、新年度の実施をどのようにするかということを検討してまいります。以上でございます。

(田中委員)

公募と言って、私もよく見ていなかったので分からなかったのですけれど、4団体が全部他県のところだったということでしょうか。SNSであれば、いのちの電話さんも何年もやっていて実績もありますし、私どももSNSでずっとやっていますので。その他、SNSでいろいろなところでやっているところがあると思います。なので、その公募がですね、他県からでもOKとしたのかどうか、ということをお聞きしたい。仙台市内の団体ではなく、宮城県の団体ではなく、他県からも応募を可能にしたことでしょうか。

(事務局：高橋障害者支援課長)

はい。事業者の所在地は特に制限はせずに、全国からお受けしたところでございます。結果的には応募された事業者は、4つとも市外の事業者ではありましたけれども、応募はなくお問い合わせをいただいた団体には市内の団体もあったというところでございます。以上です。

(田中委員)

何度も言いますけれども、すみません。仙台市の税金を使ってやっているのですから、仙台市の団体ですか、そこに公募して、ここの連絡会のメンバーたちもいますので、そういうふうにして活用していただきたいというふうに思います。全国規模でやられているところは、いわゆる自殺ビジネスのようなところがたくさんあると私は感じているので、それはすごく上手く申請書類も書けるでしょうけれども、長く続けていくためには仙台市の団体に私は限定していただきたかったなと思います。これは私の希望です。

(土井会長)

はい。ほかに若年者で共同して取組めるのではないかというようなところでご意見があれば。こうやって顔を合わせていますので、後で資料を見て、こういうことができるのではないかというようなことは積極的にご連絡いただければと。例えば私のほうなり、弁護士会のほうなりにご連絡いただければ、いろいろなご協力できるところをします。協議会の場だけではなくて、連絡を取り合っていただければいいなというふうに思います。

それでは制約がございますので、次に勤労者の対策についてご報告をお願いします。一番最初は弁護士会ですね。

勤労者法律相談とあげましたのは、仙台市さんと一緒にやっているところで、働いている人の相談を受けるために、夜間5時以降に相談会をしています。弁護士会には勤労者の権利に特化した委員会はありませんが、各任意団体でもって、例えば過労死110番がありますとかブラック企業弁護団の相談会でありますとかを行っていますし、あるいは厚生労働省の委託事業を請負っている者もおりまして、過労死予防啓発事業など働く人の人権擁護などをやっている者もあります。弁護士会のほうは以

上です。

では次に、宮城県産業保健総合支援センターさんお願いします。前と同じであれば同じと言つていただければと思います。

(相澤委員)

先ほど若年者のところで説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

(土井会長)

仙台市医師会様、よろしくお願ひします。

(浅沼委員)

仙台市医師会の取組みは仙台地域産業保健センターによる健康相談の面接指導ということでございまして、仙台市と富谷市内の小規模事業者一従業員が50人未満を対象にして、労働安全衛生法に定められている保健指導などの産業保健サービスを行っております。毎月50~60社を対象に実施しております、ひとつはメンタルヘルスなどに係る相談、また健康相談の結果についての医師の意見聴取、あるいは長時間労働に対する面接指導、高ストレス者に対する面接指導などを行っております。特に、富谷市内の事業者からの申し込みが多いので、3か月の待ちということもあります。例年通り、今後も毎年この事業を続けていきたいと思っております。以上でございます。

(土井会長)

ありがとうございます。みやぎの萩ネットワークさんは前回と同じですか。

(鈴木委員)

前回と内容的には同じなのですが、勉強会のほうで労災に関してですか、相続に関してなど、勤労者の方が必要と思われる情報をお話しするという会を開かせていただきました。

(土井会長)

はい、ありがとうございます。それでは藍の会様お願ひします。

(田中委員)

内容的には同じなので割愛させていただきます。

(土井会長)

司法書士会さん。

(千葉委員)

宮城県司法書士会の千葉です。勤労者に限ったことではないのですけれども、司法書士会として相談センターというものをずっと運営させていただいております。内容は法的関係であれば、中には法的関係でないものもあるのですがなるべく傾聴させていただいて、少しでも解決につながるようにと考えております。市民の方々に非常に利用していただいているかな、と自負はしております。電話相談と面接相談ということで、どちらも無料でさせていただいております。無料電話相談というものが、行政からも相談が回ってくるところで、好評いただいております。ただ、現在は新型コロナの関係で面接相談のほうは停止させていただいておりますけれども、時期をみて復活すると考えております。

今まで平日は毎日相談をお受けして、電話相談は夜間相談もやらせていただいているのですが、来月の1日から、残念ながら縮小ということになります。実は連合会からの東日本大震災の予算的なものが3月31日で切れてしまうという関係がありまして、資料に書いてあります通り、週に3日13:30から16:30ということ、面接相談も同じ日で行っているということでございます。このあたり、もし紹介をいただけるという場合には、ご注意いただければと思います。たいへん申し訳ないのですが、その点をご了解いただければということを申し添えます。取組みの方向性のところにも書きましたけれども、今の情勢—やはり景気の悪化というところで、これから労働者の方の相談が特に増えてくるのではないかという懸念をしております。そうした相談にもなるべく対応させていただければと思っているところです。以上です。

(土井会長)

それから、いのちの電話さんは再掲ということで。

(永井委員)

はい、前と同じでございます。

(土井会長)

それでは宮城労働局さんおねがいします。

(長谷川委員)

宮城労働局の長谷川でございます。私のほうでは労働者—我々は労働者と呼んでおりますが—に対しての取組みということになります。取組みの名称としては、過重労働による健康障害防止とメンタルヘルス対策と謳わせていただいております。過重労働—多くの場合は長時間労働ということで、皆さまが耳にするのは過労死ラインと呼ばれるものですね、月平均80時間を超えるような時間外労働、こういったものがむやみに行われないように36協定の適切な締結、届出それから労働時間の管理等について、適切な管理が行われるように事業所に対して指導を行っておるというものでございます。メンタルヘルス対策の今の中核はストレスチェックというものになっております。労働者数50人以上の事業所の場合はすでに義務付けになっておりまして、健康診断と同じように1年に1回ストレスチェックを行ってメンタル不調者を早期に把握して、適切な健康管理をしていただくというものになっております。ただし、残念ながら例えば、労働者数50人以上の事業所であれば産業医の選任であるとか、労働衛生委員会の適切な開催、活動が労働安全衛生法で義務付けられているのですが、それが100%実施というところには至っておりません。ストレスチェックの実施についても同様です。これも50名以上であれば100%実施しなければ違反になるわけですが、残念ながら100%に至っておりません。引き続きこれらが適正に行われるよう事業所に対しての指導に取組んでいくというところでございます。また、労働局だけでは当然十分な取組みができませんので、今日ご参加の宮城産業保健総合支援センターさんや仙台市医師会さんなどで組織していただいている地域産業保健センター、50人未満の事業所さんにも当然、50人以上と同様に取組みは必要ですので、これらの関係機関と連携しながら取組みを進めているという状況でございます。以上です。

(土井会長)

ありがとうございました。それでは精神保健福祉士協会さん。

(渡部委員)

はい。取組みの背景というところは再掲になりますので割愛します。こちらは精神科デイケア等でのリワーク支援の実施ということなのですが、これは個々の会員がそれぞれの所属先で、こういったプログラムに関わっているということになります。ですので、会として特にバックアップしているというわけではないのですけれども、連携という観点からいうと、協会に対して何かしらご紹介のご要望等があれば、会員が関わるところにご紹介することができるかと思います。以上です。

(土井会長)

それでは仙台市さん、お願いします。

(事務局：高橋障害者支援課長)

障害者支援課の高橋です。資料の3ページをご覧ください。「仕事とこころの相談会」です。この相談会は、市民の方々が抱える困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するため弁護士、臨床心理士による相談会として、勤労者が相談しやすいよう平日の夜間帯午後6時から開催しております。別添資料にもありますように、平成27年度から当相談会の開催を開始しておりまして、これまで延116名の方が職場や家庭などで抱える問題をご相談されています。相談者の8割近くが30～50代の働き盛り世代でありますし、相談内容としても職場に関する相談が半数以上を占めています。職場に関する相談のほか、家庭や財産、人間関係や生き方などにわたる相談にも対応しております。また、相談者の中には臨床心理士、弁護士双方への相談を要する方もありまして、当日の状況によっては同じ日のうちに併せてご相談を受けることができ、複合的な問題を抱える方々にとって、負担感が少なく相談いただけるよう努めているところです。本相談会は開始以降、1年あたりの平均相談者数が23名程度と、1回当たりの相談枠6名が埋まらないことも多くございまして、市民の方々の困りごとや悩みに適切に対応できるよう、相談会の周知をいかに効果的に行っていくかということが課題としてあげられます。今年度まで、当相談会の周知は、市政だよりや仙台市ホームページへの掲載、各区総合支所での広報用チラシの配布などにより行ってまいりましたが、開催日時などはともかく、どのような相談に対してどのように応じることができるのか、といった利用する側の視点や立場に立った情報提供の内容や広報のあり方についても検討してまいりたいと考えております。また、本相談会は、弁護士や臨床心理士への相談のみでは対応が難しい、福祉的な対応あるいは医療的な対応を必要とする方への適切な機関へつなぐことや、継続的な相談支援が必要な方々に対して、いかに適切に支援を提供していくかといったことも課題として挙げられます。市民の方々が抱える多様な困りごとや悩みに合わせて、適宜、適切な機関へつなげることができるよう、府内関係各課や関連する団体さんとの連携や情報共有を図りながら、府内外の相談機関、窓口をまとめたパンフレットを作成しまして、それを用いて情報提供をするなど、一人一人に必要な支援を届けられるよう努めていきたいと考えております。以上です。

続きまして3ページをご覧ください。「困りごとや悩みに応じた相談機関や支援制度の普及啓発の実施」としまして、来年度に実施する、困りごとや悩み別の相談機関や支援情報を掲載したリーフレットの作成、相談窓口の周知についてご説明いたします。まず、実施する背景についてです。本市が策定した自殺対策計画にもございますように、自死に関連する要因は、過労や虐待、疾患、生活苦や生活困窮、様々な人間関係の不和や集団における孤立、偏見・差別や無理解など多岐に渡ります。中でも、勤労者においては、仕事の失敗や職場の人間関係などといった勤務問題だけでなく、事業不振や失業などといった経済・生活問題や身体疾患、うつ病などの病気の悩みなどを含む健康問題など、自死の原因・動機が複合したものであることが自殺統計の結果公表などから伺われるところです。こうしたことから、特に勤労者にとって関連の深い様々な困りごとや悩みに応じた相談機関や支援制度に

関する情報が、必要としている方に行き渡るよう、様々な手法を用いた周知・広報を図る必要があると考えられます。本市における勤労者向けの相談窓口の一つといたしましては、勤労者を主たる対象とし弁護士や臨床心理士が相談を受ける「仕事とこころの相談会」がございますが、先ほどご説明いたしましたように、医療的な支援が必要と考えられるケースや、複数の領域分野にまたがった支援を並行して提供することが必要と思われたケースが見られたこと、これまでの実績からこの事業についての情報が市民に十分に届いていない可能性のあることを課題として挙げております。こうしたことを行なって、勤労者が抱えやすい困りごとや悩みに応じた様々な相談機関や支援制度のより分かりやすい情報提供の方法、たとえば、どのような相談窓口を選べばよいかを困りごとのほうから検索できるようにした、逆引き辞典のような形式の広報媒体が必要ではないかと考えております。勤労者が日常生活を送る中で、目に留まりやすい形での情報の周知や広報のあり方についての検討が必要であると考えられます。市民の方々が必要な情報を検索しやすいよう、困りごとや悩み別に官民幅広く相談機関・支援情報を掲載したリーフレットを作成しまして、それを町内会の回覧など生活に身近なツールを用いて周知を図って参りたいと考えております。また、駅や商業施設など、勤労者の目に留まりやすい場所や機関においても広報し、情報を届けられるよう努めて参りたいと考えております。以上でございます。

(事務局：木村健康政策課長)

健康政策課でございます。当課では、仙台健康づくり推進会議を通じまして、市内の相談窓口一覧を掲載したリーフレットを広く配布して働き盛り世代に向けた周知啓発を行っております。今年度は従来の地域職域連携推進会議の構成団体を見直しまして、教育関係者や学識経験者等を加えまして、仙台健康づくり推進会議を設置いたしまして、各団体間の健康づくりに関する取組みを共有いたしました。また、健康づくりに取組む協定企業等を加えましたワーキンググループを設置して、仙台いきいき市民フォーラムを開催いたしまして、各団体が取組む健康づくりに関する情報を市民に発信いたしました。それから、労働部門の団体が主催するイベント等に参加いたしまして、心の健康づくりに関するリーフレットを配布するなど、勤労者に向けた啓発を行ってまいりました。今後の課題、方向性といたしましては、今年度新たにつながることのできた関係団体、企業さんと今後さらに連携を強化いたしまして、心の健康についての取組みや事業の周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

(土井会長)

はい、ありがとうございました。それでは、勤労者に関してのタイアップを念頭に置かれたようなご質問や意見交換をいただきたいのですけれど。弁護士会は先ほども申し上げましたけれども、勤労者に特化したものがないで、今仙台市さんのほうでご紹介された相談会に参加するという形での連携や、あるいは弁護士会内部で働き方関連法の学習会を行ったときに、労働局さんから資料をいただい、それを配布しながら勉強会をやったという形で、他の団体の方々にお世話になって勤労者の自死予防を推進させていただいているところであります。様々なタイアップがあって、知識やいろいろなところを補い合って連携というものができるのではないかかなと思います。そういう連携にあって、こんなところを聞いておきたいなということがあれば情報交換したいと思いますし、こういうのはどうなっているのかということもあれば。せっかくの機会なので。

それでは先ほども申し上げましたけれども、夏にはまた協議会がありますが、それまでの間にこの資料を見ながら他団体に問い合わせをしていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。ここに掲載はしていないけれどもご発言をご希望される団体の方、いらっしゃれば。

(土合委員)

エル・ソーラ仙台の土合と申します。うちは主に女性相談をしているところですので、重点対象にはあたらないなと思って、なし、で提出したのです。しかし、皆さんのお話を聞いていて、それにあたるかなと思うところは、出前講座というものがありまして、男女共同参画財団なので多くはワークライフバランスや女性活躍社会などというものになるのですが、相談支援課ではハラスメント防止ということでお前講座を行っております。セクシャルハラスメントが含まれるものというふうに限定させていただいているのですが、ちょうど今年からハラスメント防止法が施行されるということで、いろいろな団体様からご依頼があります。それがすぐには自死の防止にはつながらないとは思いつつ、でもそれがうつの防止になったり、ひいては自死の防止につながるかなと思いますので、皆さんに覚えておいていただければいいかなということでございます。以上です。

(土井会長)

では、次に移りたいと思います。次は自殺未遂者等ハイリスク者であります。弁護士会のほうは、仙台市さんとは年に2回相談会を行っておりますが、海辺の被災地区一気仙沼、石巻、南三陸、亘理の4か所では、法テラスさんと精神保健福祉士協会さんとタイアップした相談会をさせていただいています。それから、弁護士会の場合は人間関係の紛争というところで、通常葛藤が高い、自死リスクが高くなっている人たちとの対応というのが通常なのですが、それに見合ったような相談のスキルというものが、教科書のようなものもなく、今までそういった観点が法曹の養成にはなかったのです。今回、東北大学の臨床心理相談室さんと連携しまして、そういった通常の紛争を抱えている人たちの心理状態に対応した相談の方法についてのマニュアル、手引書、考え方をまとめることいたしました。これまでの同種の本との違いは、葛藤を抱えたり高葛藤の方の権利を実現するためのマニュアルという点であります。いま、鋭意作成中であります。弁護士会のほうは以上であります。

それでは仙台市医師会さん、お願いします。

(浅沼委員)

取組み名称は、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修ということでございます。うつ病の患者さんの60%近くは、最初一般の内科に行っているのです、精神科ではなく。そういうことで、かかりつけ医に対して、適切なうつ病に対する診療が行えるように知識、技術そして精神科医—専門医との連携ということを学んで、うつ病の早期発見、早期治療の一助にしたいと考えて事業の推進を図っております。今回は養護教諭の先生もパネリストを招いて研修を行いました。以上でございます。

(土井会長)

ありがとうございます。それではみやぎの森ネットワークさんは前回と同じと。では藍の会さん。

(田中委員)

藍の会の田中でございます。日曜日にある警察署から電話があって、緊急に行くところがない、3日4日一銭もお金も持っていないって、というところでということでした。そのときに行政に電話しても日曜日なので通じないということですね。緊急に泊るところ、場所をということなのですが、そういうときに、先ほども申し上げましたけれど行政はやっぱり月曜から金曜の9時5時で終わりなので、どうすることもできないのです。多分その人は障害を抱えている人なのかなというふうに思うのですけれども、障害福祉課も障害の担当者もどこも休みなわけです、日曜日はですね。そういうときに警察が非常に困っていて、私に電話をよこしたのです。シェルターのようなところがないのです、結局。緊急に保護するというところがまずない、というところが非常に問題であると私は思っています。

して、その際に何をしたかというと、本当はワンファミリーにつなげたかったのですが、ワンファミリーは今たいへん大きくなりすぎていて、立岡さんになかなかつながらない場合が多いので、市会議員さんに連絡して、警察にも携帯番号を教えて連絡をして何とか、といった時にですね、ここが非常に問題なのです。その地域のある市とは連携を結んでいないと、去年で契約が切れたというふうに言っているわけですね。理事長がですね。代表理事がです。そこの市役所の住民、市民の相談は受けられないと。シェルターには泊められないというふうな答弁だったようでした。そういうことが、本当に緊急を要する、本当にお金が1円もなくて泊ることもなくて路上生活を2日、3日続けた高齢者の方ですね、行く場所がないといったことが非常に私は問題だと思っているのです。だからこそ連携をしてほしいというふうにお願いしているのです、民間とですね。まあそれで頼んで頼んで何とかというところだったのですけれども。そういうところを先ほど申し上げましたけれど、補助金をもらって市役所と連携して提携して、委託事業ではないから委託事業を受けていない市の市民からの相談は受けないというようなね、そういうところがあるわけですよ。シェルターにも入れられないと。そしてその議員さんも、すぐ仙台市にばっかりいろいろな人が来ると。生活保護受けるという話にもなるので、それでは困るという話もしていたのですね。それは、未遂者とかハイリスク者支援にはならないのですよ、これでは。だからこそ皆さんに連携してもらって。これ前から言っていますけど、助けてほしいと。困っている人探さなくていいので、助けてほしいっていう手は皆で連携して、行政ができるところ、できないところあるでしょうから、とにかく市会議員さんなり県会議員さんなり、何でもいいので、とにかく個人的なつながりでもいいので、一人ひとりを救っていくというふうにやらないと、未遂者もハイリスク者も助けられない、と私は思っています。それで昨日もとりあえずシェルターに入れてもらうことになったのですが、そのあとは市役所と連携して、その市民の方の市役所と連携して生活保護を受けるなりいろいろな手続きをしていけばいいというふうに思っているのですけど。とりあえず助けてほしいのですよ。そういうところが私は足りないというふうに思っています。私はそれを目指してやっています。だから夜中でもいつでも受けます。電話相談をですね。夜中でも連絡できる関係をまず作っておくということが大切だと思っています。なので仙台市もぜひ団体に補助金出して、いろいろなふうに何千万も出してやっているのは大変結構だと思いますけども、他の市民、他のところの市民も受け入れてくださるような指導もしていただきたいし、そういうことも考えていただきたいというふうに思っています。他の市民は受けないとかですね、そういうことではなく。それだったら先ほどのあれと矛盾するでしょ。県外から委託して事業やってもらっているのに、この宮城県のそこは連携してないから受けないっていうことになるので、ぜひ。私ども藍の会は24時間体制でやっておりまして、そういうふうな事業をずっと続けています。その中で一番困るのは、日曜祭日、夜。つないであげるところがないというところが一番の問題で、限られた資源の中で何とかやっていますけれど。どうか、何度も言いますけれど、皆さん、どうかどうか連携していただきたいというふうに思っていますので、どうかよろしくお願ひします。すいません、長くなりました。

(土井会長)

ああ、いいえ。藍の会さんのところはかなりいろいろなことをされていますので、今ご報告されたこと以外も書かれていますので、後で読んでいただきたいと思います。次に、宮城県司法書士会さん、お願ひします。

(千葉委員)

宮城県司法書士会の千葉です。自殺未遂者対象ということではないのですが、はあとぽーと仙台さんと従来から毎月1回ではありますが共同で相談を受け付けているということです。ここには震災後の困りごとというふうに書いてはありますが、別に震災関係に限ったことではない取扱いです。それ

から、自死問題につきましては、令和2年度は専門家をお呼びして研修会も開催を検討しているということです。以上です。

(土井会長)

それでは仙台市立病院さん、お願ひします。

(戸澤委員)

仙台市立病院の戸澤です。取組みとしましては、2つ挙げさせていただきました。一つ目は自殺未遂者等ハイリスク者向けのリーフレットによる啓発ということで、当院のほうに自殺未遂で救急搬送されてこられる方—若年者から高齢者までいろいろな年代の方が運ばれてこられるのですけれども、その方々に対して、必要に応じて相談機関のリーフレットを配布して相談機関の周知を図っている状況でございます。今年度につきましては、新たな取組みといたしまして年度後半から、精神科医や精神科医療相談室のスタッフが介入しなくとも救急外来においても配布ができるようにということで取組みを始めたところです。精神科医等が介入しない場合でも確実な周知が図られるように今後も継続して取組んでいけたらいいかなと考えております。もう一つの取組みとしまして、救急搬送されてこられた患者さんに対してアセスメントを行い、診察、相談支援を実施しております。受診された患者さんの約7割に対して精神科医や精神医療相談室のスタッフが介入しまして、相談を行っております。今年度は、はあとぽーと仙台で開始した「仙台市いのちの支え合い事業」のほうにも何名かご紹介させていただいたところです。課題としましては、今日もいろいろな機関のほうから出ておりますように、自殺未遂者等ハイリスクの方に対しては、そこに至った様々な要因がありますので、その要因に合わせた支援が必要になるというところで、多機関での連携による支援が必要と考えております。当院を退院後も支援が継続されるように関係機関との連携を強化していくということが。引続きの課題と考えております。そのために今後も引き続き連携強化を図っていきたいと考えております。以上です。

(土井会長)

ありがとうございます。いのちの電話さんは再掲でよろしいですか。ただ、弁護士会といのちの電話さんと仙台市さんでタイアップして面談相談をやっておりまして、かなりハードな、ヘビーな相談が寄せられております。弁護士会といつても有志で行っているのですが、そういう相談の実績を踏まえてマニュアルを作っているというところであります。それでは精神保健福祉士協会さん、お願ひします。

(渡部委員)

改めて、個々の会員がそれぞれの所属先で自死未遂者の方々に対応しているほか、団体として法テラス相談の窓口に人材を派遣して協力をしています。具体的な取組みの内容としては、3月にそれぞれの法テラスさんの窓口にこちらのほうから人を派遣しているということです。以上です。

(土井会長)

ありがとうございます。それでは仙台市さん、お願ひします。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

精神保健福祉総合センターでございます。

資料には記載しておりませんが、先ほど話題に出していましたので、報告いたします。仙台

市では「生活困りごとと、こころの健康相談会」を行っております。月に1回の定例の相談会は宮城県司法書士会さん、自殺予防週間と自殺対策強化月間、すなわち9月と3月のキャンペーンに合わせたキャンペーン相談会に関しては仙台弁護士会さんからのご協力をいただいて、開催しております。ご存知の通り、震災後のこととも含めて、生活の困りごとに伴って抑うつになったり不安が高まったりしていらっしゃる方は結構いらっしゃいます。そうしたご相談を一度に受けることができるということで、先日はコロナの中ではあったのですけれど、キャンペーン相談会にも相当数のご相談をお寄せいただきまして、盛況の中、開催させていただいたところでございます。宮城県司法書士会さんと仙台弁護士会さんには、いつもご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。仙台市精神保健福祉総合センターでは、ハイリスク者支援として、自殺未遂者等ハイリスク者向けのパンフレットの作成と送付、人材育成としての研修、相談支援、ネットワーク構築を行っております。自殺対策専門職研修では、保健、医療、教育、労働、司法、福祉などのハイリスク者に関わる職員が適切にアセスメントを実施するとともに、多機関協働で総合的な支援を提供する、精神面だけではなくて総合的な支援を提供できるための技術の向上を図る必要があります。今年度実施いたしました自殺対策専門職研修には、非常に多くの機関、区役所職員だけではなくて包括さんとか教育関係とか、そういう幅広いところから定員を超える多くの申し込みをいただきまして、研修後も好評をいただいたところでございました。今後もこうした研修を続けて、地道な人材育成を継続していくかなくてはならないと考えております。また、相談支援に関しては、先ほど市立病院さんからお話をございました、「仙台市いのちの支え合い事業」を今年度より開始しております。これは、救急告示病院に自殺未遂で搬送されて精神科に入院した方を対象とするハイリスク者支援で、再び自殺企図に及ぶことがないように、精神面も含めて多面的な支援を行わせていただいております。資料にも書かせていただきましたけれども、支援においては、ストレスコーピング、家族内の調整、復職に向けた支援など、個々の状況に応じた支援を展開しております。また、ネットワークのところに書かせていただきましたけれども、自殺未遂者が搬送される市内26か所の救急告示病院すべてに対して、「いのちの支え合い事業」の周知と未遂者の受け入れ状況等の確認を行い、未遂者支援に係る連携のあり方について情報交換してネットワークの構築に努めております。また、右側の「取組みの方向性」に書かせていただきましたが、「仙台市いのちの支え合い事業実務者懇話会」という、区役所や病院など実際に支援にあたっている機関の懇話会を実施しております、支援を受けている方のプライバシーにも配慮した検討や、事業の効果的な活用のためにどのようなことが必要かなどの検討を行って、連携を強化しております。この「いのちの支え合い事業」は、現在は救急告示病院に自殺未遂で搬送されて精神科に入院した方を対象としておりますが、来年度からは自殺未遂で救急搬送されて精神科病棟に入院をしていない方に対しても、多機関協働による支援を実施できるようにと考えております。また、支援を円滑に行うために、この病院から転院される、転院先となる精神科病院の方々にも事業の周知を行うほか、病院間の支援ネットワークの拡充も図っていく予定でございます。説明は以上でございます。

(土井会長)

はい。ありがとうございます。なかなかハイリスク者に対してどういうふうに働きかけて自死予防するかということは、意外にノウハウというか、知識や研究が進んでいないところがあるような感じがいたします。なにかそういうことで。

(田中委員)

今回いらっしゃるのかどうかわからないですけど。教育委員会がこの前事務局にいらっしゃったかというふうに思うのですけれども、ここに事業としてはないのですが、仙台市は子どもの自死がたい

へん多い、何人も連續してですね、表に出でていない件数を上げると相当数あると私は思っています。それがいじめが多い、不登校が多いというところでは、ハイリスク者であるというふうに考えていただきたいと思っているのです。そういう中で今回これに教育委員会の取組みが全く出でていないというのが非常に疑問に思うのですけども、事務局としてはいかがでしょうか。何もやっていないということでしょうか。ぜひお聞きしたいというふうに思っているのですけども。資料等出していただければと思います。仙台市は特別にいじめと不登校が多いところですから。皆さんのが何千件あれば何千人ハイリスク者であるというふうに考えてやらないと今後も続くというふうに思っています。郡さんが市長になってから、もう何人も亡くなってるでしょ。表に出ているのはほんの一部ですから。ぜひ、教育委員会の、事務局としてはいかがでしょうか。ぜひ資料出していただければと思うのですけれど、取組みのですね。

(事務局：高橋障害者支援課長)

今回お示ししている事業、取組みにつきましては、重点対象を特に意識しながら自殺対策として取組んでいるものをお示ししたところでございます。教育関係の事業はたまたま入っておりませんけれども、この重点対象を特に意識したものに準ずるものとして考えております。今日は教育局は別の会議があるためここにはおりませんけれども、委員からのご意見は担当部署と共有してまいります。

(田中委員)

あの、準ずるものじゃなくて、重要課題じゃないですか、仙台市においては、子どもの自死というものが。子どものいじめとは言いませんけれども、子どもの自死が続いているということが、全国的にトップですよ。ワーストですよ。何も考えていないようなお顔してらっしゃいますけど、今日寺岡小学校の心中母子事件のあれがあって、ちょうど同じ時間なのですよ。5時から8時までなので、ぶつかったので、私も代理人なので行けずにこちらに出てるのですけども。そういうことで教育委員会がいらっしゃってないのかなというふうに思うのですけどもね。本当に一生懸命考えていたら、誰かね、15人もあそここの事務局出てないで、2人くらい出てもいいのじゃないですか、どうですか、事務局。15人くらいいらっしゃるのですよね、あそこに、いつも。そうでなくて、15人も何もしない人たちがいるよりもここに2名くらいいらっしゃればいいのじゃないですか。いつも出ている人は私よく知っていますけれど、別に向こうで何の役目もしてないですよ。ただ座っているだけですよ、はつきり言って。そしてこのハイリスク者のこれがあるのであれば、取組み一覧の中に民間団体ではないのですから、行政としてきちんと取組みをあげるべきではないでしょうか。指導してくださいよ、事務局。課長、お願いします。

(事務局：高橋障害者支援課長)

ご意見として承りまして、教育局と共有してまいります。

(土井会長)

いじめの問題に取組んでいて、学校でハイリスクであることに気づいたり、ハイリスクがあつた場合にどのように学校として具体的に自死を予防するかというところに関しては、国のはうでもまだ十分な検討をしていないところもありますので、国まかせにしないで仙台市の中学生、高校生の自死がありますので、その点についても独自にご検討いただいて、若者が重点対象でもありますし、ハイリスクという問題もありますので、ぜひ今のところを検討していただきたいと思います。それでは、被災者のところであります。仙台弁護士会のはうは、災害復興支援特別委員会というものを継続して、現在も委員会活動しています。被災者向け法律相談であつたり、自治体や裁判所などの公的団体との

協議、それから社会に向けての会長声明、また仙台弁護士会だけでやっているのではなく、東京などいろいろな被災地ができた場合にその地域の弁護士会との意見交換、弁護士の学習会などなどけっこう活発な取組みをしておりまして、社会的な貢献もしているのではないかというふうに思っております。それでは続きまして宮城県臨床心理士会さん、お願いします。

(秋田委員)

宮城県臨床心理士会の秋田です。臨床心理士はそれぞれの場で活躍していると思いますが、臨床心理士会として被災者に対してやっていることとしては、電話相談ということをやっています。それから被災地の訪問として南三陸のほうに訪問をしていて、被災者の方のちょっとしたお茶のみのところでお話を聞きながら、悩み相談という形で受けますということではなく、そこでいろいろな話を聞きながら、その中で何か応えられることがあったり、一緒に考えられることに対してやっていくという活動をずっと続けています。その活動自体は、南三陸側からの要望もあったりしてやっていくという予定ですけれど、震災後からずっとそういう活動をしていることがあります。電話相談については資料を見ていただければと思いますが、まだまだ自死に直結するテーマが電話相談で扱われる回数が少ないということがありますし、いろいろなところが電話相談をしているということもあるためだと思いますけれど、人数的には少ないということがあるのではないかということです。前年度と同じ回数で開催する予定にしているということになります。以上です。

(土井会長)

ありがとうございます。それでは長町南地区民生委員児童委員協議会様、お願いします。

(大友委員)

こんばんは、私は仙台市の民生委員児童委員協議会の民生委員でございますが、ここに挙げましたのは、私が具体的に活動に関わっているという事例あげましたが、仙台市民生委員児童委員協議会の全体として、復興住宅へは同じように支援協力しているという観点で聞いていただければと思います。復興住の方々へはコミュニティ形成への支援ということで、入っている方々が高層住宅になっておりますので、高層住宅による孤立化、ひきこもり、孤立死あるいは孤独死などを防ぐために住民同士の親睦とふれあいの場を提供するという形で交流会、サロンなどを社会福祉協議会と連携しながら開いているという形がございます。それから毎週カフェサロンのような、特別なことはしませんがお話しに来ていただいて、顔の見える関係を構築しながら住民として楽しく暮らしていただくための場を提供するということに関わっております。ここに書いてあるように、具体的には行事等の際にいろいろ作りながら、お話をしながら、お互い住民同士の親睦を深めるためのことをしております。そうしながら、少しでも住民同士が心を開き合えば、孤独死、孤立死といったことを防ぐのに役に立つではないだろうかということで関わっております。先ほどからいろいろお話がありましたが、私たち民生委員は、一人の地域の住民として、地域の方々のすべてのいろいろな相談を受けておりますので、今までにお話しのあった勤労者のこと、ハイリスク者のこと、それから若年層のこと全てに関して同じような形で関わっているということになっていきます。ただ、私たちは、一人の地域の住民として特別資格あるいは技術を持っているわけではありませんので、それぞれ今日みなさんからお話しのあった関係機関につなぐ、こういうところに行くと解決につながりますよというパイプ役として活動しているという形ですので、一応被災者の欄に掲載させていただきました。以上です。

(土井会長)

それではみやぎの萩ネットワークさんは前掲でよろしいですか。では、藍の会さん、お願いします。

(田中委員)

藍の会は、子どもを亡くした親の会を県内各地でやっていまして、仙台市内でも津波で子どもを亡くして、いまだに行方不明であるという親御さんもたくさん参加して、明日26日午後は震災フォーラムをやるのですけれど。やはりコミュニティが壊れてしまった中で、子どもを亡くした親同士の関係づくりが非常に大切なと思っています。そこからまた、被災地、被災者のところとつながりをもつて皆さん声がけをしたりしてですね、それぞれに活動しています。あすと長町はじめ、自死が仙台市内の復興住宅の中では孤独死も含め非常に多い、というふうに自治会長さんから伺ったりしています。この前も個別に会ったりしました。非常に孤独死なども増えているということで、非常に心を痛めていらっしゃいます。そこで、被災者の子どもを亡くした親たちを中心にしながら、復興住宅に入っていらっしゃる方もいるので、そこでつながりを広げていこうという活動をしています。そのために私は、子どもを亡くした親の会のほかに、サロンとか遺族の茶話会とか自死に限らずたくさんのいろいろな人たちが参加できるような会も開催してやっております。問題は、先ほどもありましたけれど、復興住宅が高層であるために、個別の一戸建てに住んでいた皆さん—高齢者が多いので、なかなかコミュニケーションが上手く取れないで孤立していくということが非常に問題かなと思って、それが今後の大きな課題であるというふうに思っております。10年を迎えて、ここにも書きましたが来年度から10年を境に支援も縮小されるということも聞いているので、ぜひここは心を引締めて皆さんで被災者支援を頑張ってやっていけたらなと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございます。

(土井会長)

はい、それでは司法書士会様、お願いします。

(千葉委員)

宮城県司法書士会の千葉です。3つ書いてございますが、上2つは再掲でございますので、そちらは省略させていただきます。3つ目ですけれども、福祉関係者から要請があった際、災害復興公営住宅などで司法書士としてご相談に乗れるような案件があった場合には、要請に合わせて同行させていただいて、無料の出張相談をさせていただいております。ただ、その右側に書いてございますが、今のところ周知不足のせいもあるのか、あまり活用いただいておりませんので、ぜひこの協議会を機に、こういったことも対応させていただいているということで、頭の隅に入れておいていただければと思います。お問い合わせいただければ、司法書士会としても対応させていただきたいということで、この内容に限らず、何か司法書士会としてお手伝いできることがあればと思っておりますので、お気軽にお問い合わせいただければと思います。

(土井会長)

はい、それではいのちの電話さんは前掲の通りと。それでは精神保健福祉士協会さん、お願いします。

(渡部委員)

震災後、例えばみやぎ心のケアセンターのような支援組織ができて、そういったところで精神保健福祉士が複数名採用されておりますし、そのほかの自治体などでも精神保健福祉士が採用されている状況です。活躍する場が非常に増えてきたのに伴って、人材の募集等がたびたび出ますので、そういったものを団体として共有をして、人材の派遣がスムースに行くようにバックアップしているということになります。以上です。

(土井会長)

それでは仙台市さん、手短にお願いします。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

仙台市でございます。手短に報告させていただきます。

被災以降、はあとぼーと仙台が各区の保健福祉センターや各支所の保健福祉課への技術支援をいたしました、専門職員を派遣しての協働訪問、相談支援、集団支援としてのサロン活動や運動教室等、ケースレビューを行っております。また、被災後の心のケアに従事する職員を対象とした研修を通じて、全市的に支援水準が保たれるような人材育成を継続しているところでございます。詳細は、別添の資料をご覧いただければと思います。実際のところ、支援を行っておりますと、やはり様々な問題が蓄積して複雑困難化している方々や、被災前から抱えていらっしゃる問題が震災を契機に顕在化した方々などが多いことから、今後ますます丁寧なアセスメントと課題解決のための相当のスキルと多機関の連携が求められることになると思われます。また、集団支援としては、復興公営住宅等を含む地域住民同士での気づきや見守りを促していくことも求められると考えられます。こうしたことから、民生委員さんや町内会など地域のリーダーさん等に対するゲートキーパー養成を行いつつ、スクリーニング調査だけに頼らない、要支援者の方々を適切な支援につなげられる仕組みを構築することが課題だと思われます。先ほどからの話にもありますように、震災後10年以降を見据え、気を引き締めて、支援継続の方向性を考えいかなくてはならないところでございます。以上です。

(事務局：木村健康政策課長)

健康政策課でございます。ただいま取組んでおりますことは、被災者のうちの要支援者への訪問等による個別支援ということで、訪問、面接、電話等で平成30年度では延べ7,896件ほどの支援をしております。それから心身の健康増進や孤立防止・予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施ということで、昨年度270回延べ3,164名の方に対しての支援をしております。それから、今年度から宮城野区、若林区の津波被害のあった地域で、復興公営住宅の近隣のスーパーにおきまして「まちの保健室」を8回ほど開催いたしました。買い物という日常生活の場を利用して、そういった健康相談ということで実施しております。要支援者は減少傾向ではございますけれども、精神面で長期的な支援を要する方もいらっしゃいますので、今後も継続した支援が必要だというふうに考えております。区役所におきまして個別の訪問や復興公営住宅でのサロン、それから健康教育の実施、復興公営住宅近隣のスーパーでの「まちの保健室」を引き続き開催しまして、被災者の方々の健康支援を行っていこうというふうに考えております。以上でございます。

(土井会長)

それでは、議事(2)につきましては、一区切りつきました。今までの全部含めまして、議事(3)その他ということで、ご発言足りない方にご発言いただくのと、資料が出ていない方も、この際ということでご発言があればよろしいですかね。今回は時節柄、やることの割には少なかったと思いますので、夏にまた行いますので、今日足りない分、夏にじっくりやりたいと思っております。それではこちらの議事のほうは終わりにしまして、事務局のほうにお願いいたします。

(3) 閉会

(事務局)

ありがとうございました。本日の内容につきましては、議事録としてとりまとめさせていただきます。

す。議事録は事務局で案を作成いたしましたら、委員の皆様へ案をお送りしますので、加除修正をしていただいてご返送いただければと存じます。これに基づいて事務局が最終の修正作業を行い、議事録署名人の署名をいただきまして、議事録として決定させていただきます。それからもう一点、委員の皆さまにお願いがございます。机上に皆さまの人事異動等に関する照会の文書を上げさせていただきました。ご異動がある、事情によって退任をされるといったことについてお聞きする内容でございます。ご多忙のところとは存じますけれど、ご確認をいただきまして事務局にご提出のほうよろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和元年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会を閉会いたします。

令和2年6月7日

署名委員 佐藤泰啓

